

別添 1

令和 8 年 1 月

令和 8 年度
取得時講習等の委託に関する
高知県公安委員会認定審査について

高知県警察本部交通部運転免許センター

令和8年度
取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について

令和8年度における取得時講習、原付講習業務及び仮運転免許関係業務は、高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認定した法人に委託するものです。

従って、本業務の委託契約を希望する方は、下記のとおり、公安委員会が行う審査を受け、適格と認定されることが必要です。

注) 上記「法人」については、法人格を有するものであればその種類を問わず、株式会社、有限会社等の会社のほか、公益法人、特殊法人、非営利法人(NPO法人)、さらには、市町村等地方公共団体も含まれます。

記

第1 委託する業務

1 取得時講習業務

取得時講習は、道路交通法（昭和35年法律105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に基づき、運転免許の取得を希望する者のうち、運転免許センターの技能試験を合格した者に対し、公安委員会が実施する講習をいいます。

2 原付講習業務

原付講習は、法第108条の2第1項第6号に基づき、原付免許を受けようとする者に対し、公安委員会が実施する講習をいいます。

3 仮運転免許証関係業務

法第87条第1項に規定する仮運転免許試験を受けようとする者に対する仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付等の補助業務及びこれに付随する事務をいいます。

第2 委託を受けることができる者

1 取得時講習及び原付講習業務

法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条の3により「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」となります。

2 仮運転免許証関係業務

法第108条第1項及び府令第31条の4の2により「免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認める法人」となります。

第3 公安委員会の認定要件

1 人の目的

道路における交通の安全に寄与することを目的としている法人であること。

2 組織

(1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談

役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)が以下に該当する者でないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

イ 拘禁以上の刑に処せられ、又は法第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

カ 精神機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者

(2) 主たる事務所を県内に有し、職員を専従させることができること。

(3) 部下職員に対する指導監督の地位にある責任者を配置すること。

(4) 責任者は、講習業務に関しトラブルが生じた場合は即時対応し、解決する能力を有すること。

(5) 責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

(6) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。

3 設備

業務を適正かつ確実にを行うために必要な施設その他の設備並びに車両等が整備されていること。

4 能力

(1) 業務を行うために必要な能力を有する者が必要数以上置かれていること。

(2) 令和8年4月1日から、委託業務を確実に履行できること。

第4 認定のための事前提出書類

1 定款

2 役員の名簿、生年月日及び住所を記載した名簿

3 役員が下記のいずれかに該当する者でないことを誓約する書面（別記第1号様式）

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

(2) 拘禁以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、

第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者
- 4 組織体制に関する一覧表（事務分掌表等）
 - 5 個人情報保護規定の写し又はこれに係る遵守契約書
 - 6 管理する車両及び資器材の一覧表
 - 7 財務諸表（前年度の収入が記載されているもの）

第5 申請手続

1 申請資料の配付・提出及び問い合わせ先

高知県警察本部交通部運転免許センター試験係
〒781-2120 高知県吾川郡いの町枝川200番地
電話番号088-893-1221（内線 351）

2 提出方法

申請資料は前記1の場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同第9項に規定する特定信書郵便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付して下さい（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとしてください。）。

3 提出部数

1部

第6 審査要領

審査については、別記第2号様式の公安委員会認定審査書及び別記第3号様式の公安委員会認定申請書添付書類チェック表により行います。

第7 審査結果の通知

審査結果については、電話で通知するとともに、認定の場合は別記第4号様式を郵送し、不認定の場合は別記第5号様式を郵送します。

第8 その他申請資料の様式

申請資料の様式については、別記のとおりです。